

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年10月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100213号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100046号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における昭和60年10月1日から昭和63年11月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、昭和60年10月から昭和61年3月までは16万円から20万円、同年4月から昭和63年3月までは16万円から24万円、同年4月から同年10月までは20万円から24万円とする。

昭和60年10月から昭和63年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年10月から昭和63年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における昭和60年10月1日から昭和62年10月1日までの期間及び昭和63年10月1日から同年11月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、昭和60年10月から昭和61年1月までは24万円、同年2月から昭和62年9月まで及び昭和63年10月は30万円とする。

なお、昭和60年10月から昭和62年9月まで及び昭和63年10月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年10月1日から昭和63年11月30日まで  
② 昭和63年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和60年10月から昭和63年10月までの標準報酬月額の記録が、給料支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額に比べて

低い額となっているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。また、私は、A社に昭和63年11月30日まで正社員として勤務し、翌日からはアルバイトとして休日、夜間の勤務に就いていたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日の記録を同年12月1日に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和60年10月1日から昭和62年10月1日までの期間及び昭和63年10月1日から同年11月30日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、請求期間①のうち、昭和62年10月1日から昭和63年10月1日までの期間について、昭和62年7月分の給料支払明細書がないことから、当該期間に係る本来の報酬月額は確認できないが、請求者から提出された、同年10月1日から昭和63年10月1日までの期間に係る給料支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和60年10月から昭和61年3月までは20万円、同年4月から昭和63年10月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和60年10月1日から昭和63年11月30日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、当該期間について給料支払明細書において確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、昭和60年10月1日から昭和63年11月30日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、昭和60年10月1日から昭和62年10月1日までの期間及び昭和63年10月1日から同年11月30日までの期間について、給料支払明細書により、当該期間に係る本

来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、昭和 60 年 10 月から昭和 61 年 1 月までは 24 万円、同年 2 月から昭和 62 年 9 月まで及び昭和 63 年 10 月は 30 万円であり、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額を、昭和 60 年 10 月から昭和 61 年 1 月までは 24 万円、同年 2 月から昭和 62 年 9 月まで及び昭和 63 年 10 月は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記 1 訂正後の標準報酬月額を除く。）について、請求者は、給与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された昭和 63 年 12 月分の給料支払明細書から、請求者が請求期間②において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、昭和 61 年 4 月の法定健康保険料率の変更が、同年 5 月分以降の給料支払明細書の健康保険料控除額に反映され、健康保険料及び厚生年金保険料は、該当月の翌月の給与から控除されていることが確認できるところ、請求者から提出された昭和 63 年 12 月分給料支払明細書において、健康保険料及び厚生年金保険料は給与から控除されていない。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主から回答が得られない上、請求期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であった同僚に請求者の勤務実態、給与実務及び厚生年金保険料の控除並びに同社におけるアルバイト従業員の厚生年金保険加入について照会したが、具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。